

八千代市ケアマネジメントに関する基本方針

策定趣旨

介護支援専門員は、要介護者等ができる限り住み慣れた地域で、自分らしい自立した日常生活を送るため、医療・介護・予防・住まい・生活支援等の多様なサービスが一体的に提供されるとともに、医療職等、多職種と連携・協働しながら要介護者等を支援できるよう、適切にケアマネジメントを行う必要があります。

このことから、介護保険制度の根幹であるケアマネジメントのあり方を、市と介護支援専門員で共有することを目的として、「八千代市ケアマネジメントに関する基本方針」を策定いたしました。

介護支援専門員の皆様におかれましては、本方針の内容を踏まえ、ケアマネジメントを実施していただきますようお願いいたします。

基本方針

居宅介護ケアマネジメント

- ・利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。
- ・利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- ・利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。
- ・介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。
- ・市、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

介護予防ケアマネジメント

- ・利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行われるものでなければならない。
- ・利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サー

ビスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

- 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

- 介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

- 市、地域包括支援センター、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

基本取扱方針

居宅介護ケアマネジメント

- 要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

- 自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

介護予防ケアマネジメント

- 利用者の介護予防に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

- 介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定しなければならない。

- 自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

ケアマネジメントの質の向上を目指して

居宅介護支援事業所において、専門性の高い人材を確保し、介護度の高い利用者や支援が困難な利用者に対しても積極的に質の高いケアマネジメントを提供する事業者に対し、要件を満たすことにより、特定事業所加算が認められています。これは、地域全体のケアマネジメントの質の向上に資することを目的としており、高齢者の自立支援、重度化防止にもつながるものであることから、積極的な取得を奨励しています。